

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 5 日

各都道府県医務主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

医療機関への立入検査等を行う際の診療放射線技師法第 28 条に規定する照射録の取扱いについて

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査等の際に診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 28 条に規定する照射録を検査するに当たって、照射録の電子保存の方法について疑義が生じているとの指摘がありました。貴課におかれては、照射録の検査の必要性を認め、検査を行う場合には、以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

貴課におかれては、ご多忙の折大変恐縮ではございますが、内容を御了知いただくとともに、管下の保健所設置市及び特別区に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長、医薬食品局長及び保健局長連名通知）第二の 3 に記載の通り、照射録は電子保存が可能であること。そのため、照射録を紙媒体で保存するよう指導する必要はないこと。
2. 診療放射線技師法第 28 条第 1 項に規定する医師又は歯科医師の署名は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名によることが可能であること。そのため、電子保存した照射録を紙媒体に印刷して改めて署名を行う必要はないこと。

以上

【照会先】

厚生労働省医政局医事課企画法令係
担当：中村、岡本、来嶋、菅野
電話：03-3595-2196